

11月は児童虐待防止推進月間です

福祉係

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が子どもに対し次の行為をすることをいいます。
(これらの行為は保護者の意向に関わらず、子どもの視点で判断します。)

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合いましょう。

- ① 子育てに体罰や暴言を使わない
- ② 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③ 爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④ 親自身がSOSを出そう
- ⑤ 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを支援

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください

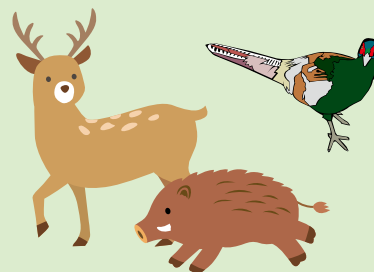
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。児童虐待や子育てに関する悩みがある方は、お気軽にご相談ください

- 児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく 189
(近くの児童相談所につながります)
- 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン 026-219-2413
- 長野県佐久児童相談所 0267-67-3437
- 立科町役場町民課福祉係 88-8405

狩猟期間及び有害鳥獣駆除期間のお知らせ

農林係

- 狩猟期間：11月15日(金)から3月15日(日)まで
 { 銃器：11月15日から2月15日まで
 わな：11月15日から3月15日まで }
- 有害鳥獣駆除期間：2月16日(日)から3月31日(火)まで
 { 銃器：2月16日から3月31日まで
 わな：3月16日から3月31日まで }



狩猟期間とは、狩猟者(狩猟免許を保有し、かつ、県に狩猟者登録をした者)が銃器、網及びわなを使用して狩猟鳥獣を捕獲することができる期間です。

町民の皆様におかれましては、狩猟による事故を未然に防ぐために、以下についてご留意下さいますようお願いいたします。また、この期間は町外の狩猟者も入りますので、ご承知おき下さい。

～～町民の皆様へ

「なるべく山林等の狩猟地への立入りは避けましょう。」
もし立入る場合のお願い～～

- 1 赤色や黄色など目立つ色の服を着用しましょう。
- 2 狩猟者に狩猟鳥獣と誤認されることを防ぐと共に、ツキノワグマと遭遇する危険性を減らすために、鈴やラジオ等を用いてご自身の存在を知らせましょう。
- 3 わなには決して近づかないようにしましょう。お子様を連れて山中に入った場合は特に注意が必要です。

～～「狩猟者の皆様」へのお願い～～

- 1 関連法令やマナーを守りましょう。
- 2 十分な安全確認(矢先の確認、脱砲の励行及び同行者の行動確認等)を行いましょう。
- 3 猟犬の管理を徹底しましょう。
- 4 狩猟により捕獲した鳥獣は、山野に放置せずに回収等を行いましょう。